

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年5月17日 17時10分ごろ
発生場所	長崎県対馬市比田勝港北東方沖 三島灯台から真方位044°14.6海里付近 (概位 北緯34°53.9′ 東経129°39.0′)
インシデントの概要	漁船金比羅丸は、パラシュート型シーアンカーの投入作業中、推進器に同アンカーが絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年6月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 金比羅丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-15627（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、いか一本釣り漁の目的で漁場に到着後、船首を北西方に向けて機関を中立運転として漂泊し、左舷船首からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入した際、船体が風に流されてパラアンカーに近づいたので、パラアンカーを避けようと推進器を使用して船尾を右舷方に振ろうとしたところ、船底に潜り込んでいたパラアンカーが推進器に絡まり、運航不能となった。</p> <p>船長は、航行不能と判断して海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した巡視艇にえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント当時、凧であったので風の影響はないと思い、左舷船首からパラアンカーを投入したが、思ったより風の影響を受けてパラアンカーに近づいたと、本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、パラアンカーの位置を確認して、推進器を使用すれば良かったと、本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、東風が吹く状況下、船長が船首を北西方に向けて漂泊して、左舷船首からパラアンカーを投入し、船体が東風に押されてパラアンカーに近づいた際、パラアンカーの位置を確認できていない状態で推進器を使用したことから、船底に潜り込んでいたパラアンカーが推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長が、本インシデント当時、凧で風の影響はないと思ったことが</p>

	ら、船首を北西方に向けて漂泊して左舷船首からパラアンカーを投入したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂泊中、船長が左舷船首から投入したパラアンカーに近づいた際、パラアンカーの位置を確認できていない状態で推進器を使用したため、船底に潜り込んでいたパラアンカーが推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、パラアンカーの投入作業を行う際、推進器に絡まないよう、推進器を使用する前にパラアンカーの位置を十分確認すること。 ・ 船長は、パラアンカーの投入作業を行う際、風による影響を考えて、風上側からパラアンカーを投入すること。